

国立大学法人鳥取大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年8月1日(月) 15:00~17:00 鳥取大学医学部アレスコ棟2号館2階 第一会議室 (米子キャンパス)	
委員	委員長 玉井 孝幸(高等専門学校教授) 委員 山上 恵吾(銀行常務執行役員) 委員 山根 朋洋(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成28年4月1日~平成29年3月31日	
抽出案件(合計)	4件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工事(小計)	4件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

議題. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について

(委員長より、事前配布した審議案件(案)について、委員より特段意見がなかったため、資料イのとおりとする旨の説明の後、審議を開始した。)

(1) (医病) 基幹・環境整備 (ナースコール設備) 工事

・ 応札業者が 1 社の理由はなんですか？

・ 元々、1 件だったが 2 件に分けたうちの一つがこの事業か。

・ 2 つに分けたうち 1 件は不落随契、1 件は応札者が 1 社及び低入札調査後の契約となっているが、分けたときの金額の設定は適正だったのか。

・ 既存メーカーが有利とのことだが、新たな盤を設ける設計をする等、他メーカーを入りやすくする配慮はできないのか。

・ 既存メーカーしかできないということか。

・ 当初はナースコール設備と防災設備を 1 事業として公告し、2 社から応札がありましたが、予定価格と入札価格が著しく乖離した状態で不落札となったため、専門業者が元請けとして参加できるよう 2 件に分けて再公告を行いました。応札のあった 1 社は、鳥取県内唯一の既存ナースコール設備の代理店であり、工事期間中も病院の診療に障害がでないよう既存設備を使用しながら更新する必要があったことから、他メーカーが敬遠したものと考えております。

・ そうです。

・ 金額で分けたというよりも業種で分けておりますので設定は適切であったと考えています。また、特殊設備は基本的に専門業者の見積書により予定価格を適切に積算しております。

・ 今回は、全体的な更新になるので他メーカーでも施工可能だが、診療を行いながらの施工ということ考えれば既存メーカーが有利だったと思われます。

・ 他メーカーでも施工可能だが、診療をしながらの施工となるので他メーカーは敬遠し結果として 1 社しか応札がなかったものです。

<ul style="list-style-type: none"> ・最初から随意契約でも良かったのではありませんか。 ・他県の代理店が参加してくるというケースはあるのか。 <p>(2) (医病) 基幹・環境整備 (中型搬送設備) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の全面更新か。 ・中型搬送設備はどのような設備か。 ・応札業者の2社とも既存メーカーか。 ・最初から全国まで広げていたのか。 ・予定価格の99%を超えていたのは偶然ということか。 ・業者見積は落札業者のみから徴取したのか。 <p>(3) (米子) 研究支援棟A (ACU-1, 2) 改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算出はどのように算出したのですか？ ・低入札調査は1社のみ行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約規程では一般競争が原則とされており、競争が可能な状況で随意契約を行うことは難しいです。 ・首都圏ではあるかもしれませんが、山陰地区では少ないです。本件についても営業所の所在を中国地区まで広げていますが参加は1社だけでした。 ・既存設備の一部更新になります。 ・医療材料を運ぶ設備です。 ・1社が既存メーカーでもう1社は新規のメーカーです。 ・当初は中国地区で公告を行いました、参加者がなく不調になったため、競争参加資格要件を緩和して再公告を行ったものです。 ・予定価格の積算上、業者見積による積算の割合が大きかったため入札価格との差が生じなかったと思われます。 ・複数の専門業者から徴取しており、どの業者の見積価格が適用されたかは業者側には分かりません。 ・空調設備はメーカーの見積書を徴取して算出しております。その他の費用については、積算基準に基づき積算しております。 ・予定価格を下回った価格で入札を行った者のうち、上位の応札者から順に行います。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3社の辞退理由はなにか。また、辞退したときにペナルティはあるのか。 ・ 開札が9月であり官公庁の入札も多いと思われるが時期は適正だったのか。 ・ 予定価格に対して60%程度の入札価格になっている。低入札調査結果の理由は理解できるが、本当にこんなに下げることができるのか。 ・ 落札業者には保守等のメンテナンスも委託することになるのか。 ・ 予定価格の積算の問題ではなく、応札業者の自社努力によるものということか。 ・ 以前は労務単価が積算基準に追いつかないという状況があったが現状はどうか。 (4) (医病) 基幹・環境整備 (大口径気送管設備) 工事 ・ 業者入札金額の開きが大きいのなぜか。 ・ 施工体制確認に係る資料提出の依頼は通知文書のみで行っているのか。 ・ この方式を選定した理由はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退することについて、ペナルティはありません。辞退理由は他機関の工事で技術者を配置したため、配置予定技術者の確保ができなかったのだと思われます。業者側は、他機関の入札に複数エントリーしますので、他機関の工事を落札し、本学の工事に配置する予定の技術者が配置されれば、入札を辞退することがあります。 ・ 国の予算スケジュールに則って手続きを行いますので時期的にはどうしても官公庁と重なると思われます。今回は6社のエントリーがあったので特に問題はなかったと思われます。 ・ 入札事情説明書に記載のとおり、器材等調達費と諸経費の値引きが大きく、業者の受注意欲が高かったのだと思われます。 ・ 空調設備の保守は別業者になります。 ・ そうです。 ・ 積算資料は半年ごとに更新されており、本学も毎年見直しをしています。 ・ 最低価格で応札した業者は新規業者ですので、受注意欲が高かったのだと思われます。 ・ 提出資料については、入札説明書にも記載しておりますし、通知文書を送付するときに口頭でも説明をしております。 ・ 2億円以上の工事については、施工体制確認型総合評価落札方式を試行するよう文部科学省から通知があったことによるものです。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制ヒアリングの資料提出がなかった理由はなにか。 ・そうであれば、この制度自体が問題なのではないか。 ・提出期限の設定はルールがあるのか。 ・施工体制確認の資料提出がなく、低入札価格調査までいかなかったということか。 ・施工体制確認の資料提出がない場合はペナルティがあるのか。 ・「基幹・環境整備」という工事名が多いのはなぜか。 <p>報告. 再苦情の申立て状況について (事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請けだけでは作れない資料もあり、短い期限では作成が困難だったのだと思われます。 ・ダンピング防止の観点からこのような制度になっております。 ・文科省通知に準拠しております。 ・そうです。 ・入札が無効になりますが、ペナルティはありません。 ・本学で予算化された事業がライフライン再生といった基幹整備が多かったことによります。
---	---